

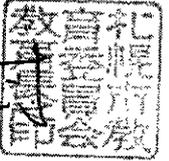
札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年10月22日

札幌市教育委員会

教育長

山根直樹



札幌市教育委員会規則第6号

札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市図書館条例施行規則（平成3年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表中央区民センター図書室の項中「札幌市中央区南2条西10丁目」を「札幌市中央区南3条西11丁目」に改める。

附 則

この規則は、札幌市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第24号）の施行の日から施行する。